

医学部医学科の地域医療枠について（一般入試）

医学科の出願区分には次の2種類があり、いずれで出願しても合格者の判定は同一の基準により実施します。

①一般枠

医師や医学研究者等を目指す一般的な選抜枠で、群馬県からの修学資金貸与を希望しない場合の出願区分です。

②地域医療枠

群馬県での将来の医療を担う強い意志を持ち、群馬県からの修学資金貸与を希望する場合の出願区分です。

合格判定の結果、成績が募集人員内（前期日程73名）にあると判定され、成績順に決められる修学資金貸与と予定者（前期6名程度）よりも下位であると判定される場合は、一般枠として合格となります。

- ・群馬県の修学資金貸与制度の概要は、下記の「群馬県緊急医師確保修学資金貸与制度について（一般入試）」を参照してください。
- ・地域医療枠合格者は、群馬大学医学部や群馬県等が企画する県内医療に関する特別プログラムに参加します。
- ・地域医療枠合格者は、卒業後10年間は、群馬大学医学部附属病院を含む群馬県内の特定病院の中から選択し、臨床研修及び診療業務に当たります。医師としての柔軟なキャリア形成が可能です。後出のキャリアモデルを参考にしてください。

群馬県緊急医師確保修学資金貸与制度について（一般入試）

1 対象者要件

「4. 出願資格等」（一般入試学生募集要項11ページ）に示す出願資格に該当する者であって、次のいずれかに該当するもの（募集人員6名程度）

- (1)群馬県に所在する高等学校又は中等教育学校の卒業生若しくは卒業見込みの者
- (2)群馬県に所在する通常の課程による12年の学校教育又は専修学校の高等課程の修了者若しくは修了見込みの者
- (3)学校教育法第90条第2項の規定により群馬大学以外に入学した大学の所在地が群馬県にある者
- (4)(3)以外の者で群馬県に所在する大学又は大学院の在学者、卒業（修了）者若しくは卒業（修了）見込みの者
- (5)上記(1)から(4)以外の者であって、次のいずれかに該当するもの
 - ①出願時の住所が群馬県内にある者
 - ②出願時に父母、祖父母又は配偶者のうち、いずれかの者の住所が群馬県内にある者
 - ③出願時の本籍が群馬県内にある者

2 提出書類

「5. 出願手続」（7）提出が必要な出願書類等（一般入試学生募集要項24～26ページ）に示す出願書類のほか、次の書類をあわせて提出すること。

なお、上記1(1)、(2)又は(3)に該当する者は除きます。

- (1)〔1(4)に該当する者〕在学証明書、卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込証明書

- (2)〔1(5)①に該当する者〕 住民票の写し
- (3)〔1(5)②に該当する者〕 父母、祖父母又は配偶者の住民票の写し及び出願者との関係がわかるもので次のいずれか一つ。
- ・住民票の写し（続柄が記載されているもの）
 - ・出願者の出身高等学校等が発行する証明書（任意様式・学校長の証明印があるもの）
 - ・健康保険証の写し（続柄が記載されているもの）
 - ・市（区）役所、町村役場が発行するもので関係がわかるもの
- (4)〔1(5)③に該当する者〕 市（区）役所、町村役場が発行するもので本籍が証明できるもの

※住民票の写しは、出願日前3ヶ月以内に発行されたもので、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものとします。

3 貸与期間

6年間

4 修学資金貸与額（予定）

月額 150,000 円

※総額 11,082 千円（初年度は入学科相当額が加算されて貸与されます。）

5 貸与条件

- (1)群馬県内の地域医療に貢献したいという強い意志を持ち、卒業後、県内の特定病院において、貸与期間の3分の5に相当する期間（10年間＝従事必要期間）、卒業臨床研修及び診療業務に従事すること。
- (2)従事必要期間（10年間）のうち、4年間以上は、群馬県保健医療計画に明記される医師不足地域の医療機関又は特に不足する診療科のうちから被貸与者の意見を聴取の上、群馬県知事が指定する医療機関又は診療科に勤務すること。
- ただし、へき地医療拠点病院又はへき地診療所に勤務する場合は3年間以上とする。
- (3)従事必要期間（10年間）は、群馬県地域医療支援センターが用意する「ぐんま地域医療リーダー養成キャリアパス」に参加すること。

〔補足〕

- ・「医師不足地域」、「特に不足する診療科」は、将来、勤務することとなる時点の保健医療計画に明記されます。
- ・貸与期間中に修学資金貸与を辞退することは、原則として認めません。
- また、留年した場合は、当該留年に係る期間は貸与を受けることができません。

6 返還

卒業後、県内の特定病院において、従事必要期間（10年間）、卒業臨床研修及び診療業務に従事した場合は、修学資金の返還が全額免除されます。

しかし、次のような場合は、貸与期間に年10%の割合で計算した利息を加算して、貸与した修学資金を返還することが必要です。

- ・貸与条件を満たさないこととなった場合
（ただし、特定病院における在職期間に応じて、返還が一部免除になります。）
- ・卒業の翌年までの医師国家試験に合格できなかった場合
- ・卒業後、県内の特定病院で臨床研修に従事しなかった場合

7 貸与手続

入試合格後、群馬県による意思確認の面接を経て、群馬県との間で貸与手続（貸与申請書の提出、貸与契約書の締結等）を行います。その際、連帯保証人2名が必要です。

※詳細は別途案内します。

なお、修学資金は、二月ごとにその期間分を貸与する予定です。

《制度の特色》

群馬県による本制度には下記のような特色がありますので、卒後臨床研修先の選定や、その後の診療業務、大学院進学、留学、研修等について、柔軟に計画することが可能となります。

①卒業後に従事する特定病院は、被貸与者が選択することができます。

ただし、「5. 貸与条件」(2)に示す医療機関又は診療料は被貸与者の意見を聴取の上、群馬県知事が指定する医療機関又は診療料になります。

②群馬県地域医療支援センターが用意する「ぐんま地域医療リーダー養成キャリアパス」により、卒業後10年間のキャリア形成を支援します。キャリアパスは、地域間・病院間ローテーションにより、キャリアアップと地域医療への貢献を実践できるものです。

③卒業後、従事必要期間は県内の特定病院での従事が必要となりますが、次のようなケースは返還義務中断期間として認められます。

i) 疾病・災害等やむを得ない理由により従事できない期間

ii) 産休・育児休業の期間

iii) 大学院（医学を履修する課程に限る）に在学する期間や海外留学などの医学研修期間→5年まで可

iv) 後期研修の一環として特定病院以外の病院に勤務する期間など→3年まで可

《特定病院について》

「県内の特定病院」には、群馬大学医学部附属病院のほか、次の病院が予定されています。いずれも公的な側面が強い地域の中核的な病院です。これらの病院の医師不足解消も大きな目的の一つです。

群馬県立心臓血管センター、群馬県立がんセンター、群馬県立精神医療センター、群馬県立小児医療センター、前橋赤十字病院、公益財団法人老年病研究所附属病院、独立行政法人地域医療機能推進機構群馬中央病院、群馬県済生会前橋病院、前橋協立病院、独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター、医療法人社団日高会日高病院、公立碓氷病院、独立行政法人国立病院機構渋川医療センター、公立藤岡総合病院、藤岡市国民健康保険鬼石病院、下仁田厚生病院、公立富岡総合病院、公立七日市病院、吾妻広域町村圏振興整備組合立中之条病院、原町赤十字病院、西吾妻福祉病院、独立行政法人国立病院機構沼田病院、利根中央病院、伊勢崎市民病院、社団法人伊勢崎佐波医師会病院、桐生厚生総合病院、SUBARU健康保険組合太田記念病院、館林厚生病院

以上のほか、協力型臨床研修病院、へき地診療所、二次救急輪番病院。

《修学資金貸与制度に関する問合せ先》

群馬県庁 健康福祉部医務課 医師確保対策室 電話：027 - 226 - 2540（直通）

地域医療枠合格者の卒業後のキャリアモデル

- 1) 後期研修の間に、群馬大学大学院医学系研究科の社会人入試制度を利用して、返還義務期間を中断することなく、博士（医学）の学位を取得することもできる。

医学部 (6年間) 修学資金 の貸与	初期研修 群馬大学医学部 附属病院や県内 の臨床研修病院 での研修	後期研修	
	群馬大学医学部附属病院などの県内の特定病院に勤務し、専門医取得の研修などを行う。この期間中の4年間、群馬大学大学院医学系研究科に社会人入試で入学し、研究論文をまとめ博士（医学）の学位を取得することもできる。		
10年間			

- 2) 大学院医学系研究科に入学し、先端研究に従事して博士（医学）の学位を取得する。
大学院在学中の期間を返還義務中断期間とする。

医学部 (6年間) 修学資金 の貸与	初期研修 群馬大学医学部 附属病院や県内 の臨床研修病院 での研修	大学院医学系研究科 博士課程一般入試で入学して先 端研究に従事し、博士（医学） の学位を取得する。 [中断期間]	後期研修 群馬大学医学部附属病院などの県内の特定病院に勤務し、臨床研究を進めたり、専門医取得の研修などを行う。
	中断期間を除く10年間		

- 3) 県外での病院研修や海外留学を行い、その期間を返還義務中断期間とする。

医学部 (6年間) 修学資金 の貸与	初期研修 群馬大学医学部 附属病院や県内 の臨床研修病院 での研修	後期研修 群馬大学医学部附属病 院などの県内の特定病 院に勤務し、専門医取得 の研修などを行う。	県外研修 県外の病院での 臨床技術の習得 や海外留学。※ [中断期間]	群馬大学医学部附属病院など県内の特定 病院に勤務し、県外で得られた技術を活 用したり、専門医取得の研修などを行う。
	中断期間を除く10年間			

※県外の病院での臨床技術の習得は、特定病院で実施する後期研修のプログラムの一環としての場合に限りま。

- 4) 産休・育児休業の期間を返還義務中断期間とする。

医学部 (6年間) 修学資金 の貸与	初期研修 群馬大学医学部 附属病院や県内 の臨床研修病院 での研修	後期研修 群馬大学医学部附属病 院などの県内の特定病 院に勤務し、専門医取得 の研修などを行う。	産休・育休 [中断期間]	後期研修 群馬大学医学部附属病院など県内の特定 病院に勤務する。複数の専門医取得の研 修も可能。
	中断期間を除く10年間			

(注)上記は、群馬県の修学資金貸与制度の特色である、返還義務中断期間を活用しながら、卒業後のキャリアアップなどを図るモデルケースです。返還義務中断期間の取扱いで御不明な点は群馬県ホームページの「群馬県緊急医師確保修学資金制度」の御案内 (<http://www.pref.gunma.jp/02/d1010069.html>) を御覧になるか、群馬県庁健康福祉部医務課医師確保対策室 (027-226-2540) へお問合わせください。また、キャリア形成については群馬県地域医療支援センター (027-220-7938) へお問合わせください。